

マイナンバーご提出の猶予期間終了のお知らせ

2015年12月31日以前に当金庫で投信取引口座または債券取引口座を開設され、マイナンバーの提出がお済みでないお客さまへ

2015年12月31日以前に投信取引口座または債券取引口座を開設されたお客さまにはマイナンバーご提出の猶予期間が設けられていましたが、2021年12月末をもって猶予期間が終了します。

つきましては、投信取引口座または債券取引口座を開設され、当金庫へのマイナンバーのご提出がお済みでないお客さまは、2022年1月1日以後最初に投資信託等の売却代金や配当金等の支払を受ける時までにマイナンバーのご提出が必要です。

期限内のマイナンバーのご提出にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上